16　施行令第五条の三第十項第十号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第五条の三第十項第十号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容

二　当該試験研究の実施期間

三　当該試験研究に係る施行令第五条の三第十項第十号に規定する他の者（第十九項第七号において「他の者」という。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

四　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

第五条の六第八項中「第五条の三第十項第七号に規定する」を「第五条の三第十項第八号に規定する」に改め、同項第一号中「第五条の三第十項第七号」を「第五条の三第十項第八号」に、「以下この項」を「次号」に改め、同項第三号を削り、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第五条の三第十項第七号」を「第五条の三第十項第八号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第五条の三第十項第六号」を「第五条の三第十項第七号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第五条の三第十項第四号」を「第五条の三第十項第五号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第五条の三第十項第三号に規定する財務省令」を「第五条の三第十項第四号に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第五条の三第十項第三号」を「第五条の三第十項第四号」に、「第十二項第二号イ及びロ」を「第十九項第三号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　施行令第五条の三第十項第三号に規定する財務省令で定める者は、次の各号に掲げるもの（法第十条第六項の規定の適用を受ける年分の確定申告書に当該各号に定める書類の添付がある場合における当該各号に掲げるものに限る。）とする。

一　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第五項に規定する新事業開拓事業者でその発行する株式の全部又は一部が同法第十七条第一項に規定する認定特定新事業開拓投資事業組合の組合財産であるもの　当該新事業開拓事業者の株主名簿の写し等（株主名簿の写しその他の書類で株主の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地が確認できる書類をいう。次号及び第三号において同じ。）のうち当該株式が当該組合財産であることを明らかにする書類

二　特定研究成果活用事業者（産業競争力強化法第二十条第一項に規定する認定特定研究成果活用支援事業者に該当する同法第十九条第一項の投資事業有限責任組合の組合財産である株式を発行した法人（その発行する株式が初めて当該組合財産となつた日において、その資本金の額が五億円未満であるものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる要件の全てを満たすもの　当該特定研究成果活用事業者の株主名簿の写し等のうち当該株式が当該組合財産であることを明らかにする書類及びイに規定する書類の写し

イ　当該特定研究成果活用事業者の役員（取締役、執行役、会計参与及び監査役をいう。次号イにおいて同じ。）が大学等又は特別研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）別表第三に掲げる法人をいう。イ及び次号において同じ。）の職員として当該大学等を設置する法人又は当該特別研究開発法人に雇用されていること（これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合に限る。）。

ロ　当該特定研究成果活用事業者の発行する株式が初めて当該組合財産となつた日から起算して十年を経過していないこと。

三　研究開発成果活用事業者（特別研究開発法人から科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の六第一項の規定により出資を受ける同項第一号に掲げる者に該当する法人（当該特別研究開発法人から初めてその出資を受けた日において、その資本金の額が五億円未満であるものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる要件の全てを満たすもの　当該研究開発成果活用事業者の株主名簿の写し等のうち当該特別研究開発法人が株主として記載されている書類及びイに規定する書類の写し

イ　当該研究開発成果活用事業者の役員が大学等又は特別研究開発法人の職員として当該大学等を設置する法人又は当該特別研究開発法人に雇用されていること（これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合に限る。）。

ロ　当該研究開発成果活用事業者が当該特別研究開発法人から初めてその出資を受けた日から起算して十年を経過していないこと。

5　施行令第五条の三第十項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第五条の三第十項第三号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容

二　当該試験研究の実施期間

三　当該試験研究に係る施行令第五条の三第十項第三号に規定する新事業開拓事業者等（以下この条において「新事業開拓事業者等」という。）の名称及び代表者の氏名並びに本店の所在地

四　当該試験研究の実施場所

五　当該試験研究の用に供される設備の明細

六　当該試験研究に直接従事する研究者の氏名

七　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

第五条の十第一項中「及び第四項」を「、次項及び第六項」に改め、同項第四号中「当該指導及び助言に基づき、」を削り、「特定中小事業者が」を「当該特定中小事業者が当該指導及び助言に基づき」に、「建設した」を「建設する」に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　法第十条の五の二第一項に規定する経営の改善について特に資することについての確認は、当該特定中小事業者の経営改善割合（第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を減算した金額が同号に掲げる金額のうちに占める割合をいう。）が、年百分の二以上となる見込みであることを確認することにより行うものとする。

一　前項に規定する書類に記載された器具及び備品並びに建物附属設備を国内にある当該特定中小事業者の法第十条の五の二第一項に規定する指定事業の用に供することが見込まれる日を含む年（以下この項において「供用予定年」という。）及び当該供用予定年以後五年内のいずれかの年（次号において「比較対象年」という。）における売上高又は営業利益の額

二　当該供用予定年の前年から当該比較対象年の前年までのいずれかの年（以下この号において「基準対象年」という。）における売上高又は営業利益の額（当該基準対象年において事業を開始した場合には、当該売上高又は営業利益の額に十二を乗じてこれを当該基準対象年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額）

3　前項第二号の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第五条の十一第二項中「第十三条第一項」を「第十九条第一項」に、「第十四条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

第五条の十二第一項中「第十三条第一項」を「第十九条第一項」に、「第十四条第一項」を「第二十条第一項」に、「第二条第十項」を「第二条第十二項」に改める。

第五条の十四の次に次の一条を加える。

（医療用機器等の特別償却）

第五条の十四の二　施行令第六条の四第五項に規定する財務省令で定める書類は、システム仕様書その他の書類とする。

第六条の見出しを「（特定都市再生建築物の割増償却）」に改め、同条第二項中「施行令第七条第五項」を「施行令第七条第四項」に、「の各号に掲げる建築物又は構築物の区分に応じ当該各号に定める」を「に掲げる」に改め、同項各号を次のように改める。

一　法第十四条第二項に規定する政令で定めるものに係る建築基準法第六条第一項に規定する確認済証の写し及び同法第七条第五項に規定する検査済証の写し

二　前項の国土交通大臣の証する書類

第十一条の三の見出し中「新株予約権等」を「新株予約権」に改め、同条第一項第一号中「若しくは新株引受権（同項に規定する新株引受権をいう。以下この条において同じ。）又は株式譲渡請求権（同項に規定する株式譲渡請求権をいう。以下この条において同じ。）」及び「（新株の発行又は株式の移転若しくは譲渡を含む。第三号及び次項第四号において同じ。）」を削り、同号ロ中「若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権」を削り、同号に次のように加える。

ニ　当該新株予約権が特定従事者（法第二十九条の二第一項に規定する特定従事者をいう。第十一項において同じ。）に与えられたものである場合には、その旨